

管内鉱山に対する注意について

関東東北産業保安監督部東北支部は、管内鉱山で発生した災害について、改善の必要性が認められたことから、本日、当該鉱山の鉱業権者に対し注意文書を交付し、保安確保に万全を期すよう指導しました。

1. 平成31年3月15日、鉱山保安法第41条第2項に該当する災害（発破及び火薬類のため（飛石））が発生したため、当支部は、特別検査を実施し、災害原因の究明、再発防止対策等について指導して参りました。
2. 本災害は、切羽の発破を実施したところ、最長飛距離約600mに及ぶ複数の飛石を発生させたものであり、幸いにして人的・物的被害がなかったものの、非常に危険な事象であります。
3. 本件については、鉱業権者が定める保安規程において見張人の配置が明確に定められていない点があったこと、鉱山労働者が発破作業を定めた作業手順書どおりに作業をしていなかったこと等に関して鉱山保安法の遵守意識の欠如が認められます。
4. このため、鉱業権者に対して、本災害に至った背景を深く反省し、適切な保安措置の実施、並びに鉱山保安法令、保安規程及び作業手順書の遵守を徹底することにより災害防止に万全の措置を講じるとともに、関係者に対する監督指導を一層強化することにより、今後再びかかることのないよう、本日、文書により注意しました。

（本資料のお問い合わせ先）
関東東北産業保安監督部東北支部
鉱山保安課長 谷尻 東
担当者 佐藤 勝俊
電話：022-263-1111（内線 5040～2）
022-221-4962（直通）